

西東京市立けやき小学校 学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものであり、いじめほどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

本校では、いじめ防止への取組として、『未然防止のための取組』『早期発見のための取組』『早期対応のための取組』『重大事態への対処』について、組織的に対応していく必要があると考える。そのため、教員の指導力の向上を図り、子どもからの声を確実に受け止め、子どもが安心して学校生活を送ることができるようにする取組を徹底していく。また、いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりに取り組んでいく。さらには、保護者・地域・関係機関と連携を図り、社会全体でいじめ防止に全力で取り組んでいく。

2 未然防止のための取組

いじめ未然防止に取り組むために、いじめを生まない、許さない学校体制を築いていく。そのために、全教科・全領域、日常生活においても道徳教育・人権教育の充実を図る。

また、自尊感情や自己肯定感を高める取組を行うことで、いじめの未然防止に努める。そこで、未然防止の具体的な取組として、以下のことを実施していく。

(1) 「学校いじめ対策委員会」(以下委員会)の設置

- ・月1回定例会の他、緊急の際にも委員会を開催し、未然防止等への取り組みや研修内容等を協議する。
- ・委員構成は、校長、副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーターとする。

(2) 「いじめに関する授業」(道徳・学級活動)の実施

- ・いじめを絶対許さないことを自覚できるようにするため、年3回以上の「いじめに関する授業」を実施する。
- ・児童・生徒が様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)を推進するためのDVD教材を使つての授業を行う。

(3) 児童会活動の取組

- ・代表委員会で「いじめを見て見ぬふりしない」キャンペーンを実施し、いじめ防止標語を作成する。
- ・SNSを使つたいじめを防止するため、「タブレット3兄弟」を毎年周知している。

(4) 自尊感情や自己肯定感を高める取組

- ・朝の会、帰りの会等で互いに認め合う活動を盛り込む。(『今日のキラリ』など)

3 早期発見のための取組

いじめを早期に発見できる学校体制を築いていく。

そのためには、児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知したり、被害の児童、周囲の児童からのいじめ情報の確実な受信をできるようにしたりできるようにする。そこで早期発見の取組として、以下のことを実施していく。

(1) 学級担任による毎朝の健康観察、休み時間の様子を見取り等

- ・出欠確認時の観察、中休みのクラス遊び等から、日常と比べて異変に気付いた時、学年・管理等職への報告ができる体制を作る。

(2) スクールカウンセラー等による面談の実施

- ・スクールカウンセラーによる5年生児童の全員面接を行ったり、必要に応じて、5年生以外の学年や特定の児童に対して、スクールカウンセラーや教員による面接を行ったりする。

(3) 定期的な質問紙によるアンケート調査の実施

- ・年3回ふれあい月間のアンケートや自殺防止アンケートの取り組み等で、児童の実態を定期的に把握していく。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

いじめを把握した場合、緊急にいじめ対策委員会を開催する（校長が召集）。対応方針を検討し、被害の児童への支援、加害の児童への指導、周囲の児童へのケアについて教職員の役割分担を明確にし、対応する。

(2) 被害児童への支援

学校は、被害の児童の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、要支援児童対策会議等で被害の児童の情報を共有していく。そして、複数の教員による毎日の声掛け、家庭訪問、保護者の協力を得て登下校の付き添いを実施していく。また、被害を受けたことによる心理的ストレスを軽減するため、スクールカウンセラー等を活用し、児童や保護者のケアを行う。

さらに、いじめを伝えた児童の安全を確保するため、複数の教員による見守りや場合によっては登下校の付き添い等を実施していく。また、いじめが原因で不登校になっている被害の児童に対しては、児童の体調を第一に考えた対応をする。無理に登校を促さず、適応指導教室の案内他、状況に応じて保健室登校や適応指導教室への通級を実施する等、被害の児童の自殺等最悪のケースを回避するために最大限の対応を行っていく。

(3) 加害児童への指導

学校は、加害児童を特定した上で事実確認を行い、いじめをやめるように指導する。また、再発を防止するために学級担任やいじめ対策委員等が中心となって組織的・継続的に加害児童や学級の様子を観察し、指導を徹底していく。また、加害児童の保護者に事実を伝えるとともに連携を図り、いじめをさせないよう指導していく。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童のケアを行う。

なお、加害の児童の保護者が、自分の子どもの指導に悩む場合等は、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童の保護者をケアしていく。また、加害の児童への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の児童や、周囲の児童の学習が妨げられる場合には、校長による訓告や出席停止を実施したり、警察への相談・通報を行ったりする。

(4) いじめが起きた学級に所属する児童への指導

いじめは絶対に許されるものではないことを改めて指導するとともに、いじめに気付いた際は見て見ぬふりをせず、担任やその他の教員、保護者など大人に相談するように指導する。

5 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

いじめ防止への取組として、『未然防止のための取組』『早期発見のための取組』『早期対応のための取組』については、いじめ対策委員会を核とし学校全体で情報を共有するとともに、内容に応じて保護者・地域との連携を図りながら対応する。また、必要に応じて、教育委員会・子ども家庭支援センター・児童相談所・警察等関係機関とも連携を図り、いじめ問題に全力で取り組んでいく。

(2) 相談体制

ふれあいアンケート等質問紙による調査結果及びその後の対応について、定期的に教育委員会に報告するとともに、日常的に子供家庭支援センター等と連絡を取り合い、協力体制を作っておく。また、学校関係者会議を開き、教育委員会・子ども家庭支援センター・児童相談所・警察等関係機関で一堂に会する会議を行う。

6 研修体制

教員の指導力の向上やいじめ問題に対する対応力の向上を図る。子どもからの声をしっかり受け止め、子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするために、以下のような研修を実施する。

(1) いじめ防止基本方針等の周知に関する研修

・いじめ防止基本方針についての研修を行うことにより、教員のいじめ防止に対する意識や対応力を高めていくようにする。

(2) 児童が安心して学校生活を送れるようにするため、児童理解や教育課題に対応する力の育成に関する研修

・西東京市あったか先生や体罰防止等の研修を計画的に行い、児童への関わり方等を互いに見合うようにする。